

# 兵庫県公報

令和6年1月16日 火曜日 第481号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

ページ

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	2
○ 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）	3
○ 管理美容師資格認定講習会の指定（同）	4
○ 指定納付受託者の指定（旅券事務所）	4
○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	5
○ 臨時種畜検査の実施（畜産課）	5
○ 地域森林計画の樹立及び一部変更（林務課）	5
○ 保安林の指定（治山課）	6
○ 保安林の指定予定（同）	6
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	7
○ 昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部改正（契約管理課）	8
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	8
○ 同上（同）	9
○ 都市計画法及び都市計画に関する公聴会開催規則に基づく公聴会の開催（都市計画課）	9
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	12
○ 同上（同）	12
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	12
○ 同上（同）	14

### 公 告

○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	15
○ 入札公告（阪神南県民センター）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	26

### 警察本部公告

○ 入札公告	26
○ 落札者等の公示	29
○ 同上	29

## 告 示

### 兵庫県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
ウエルシア薬局 芦屋楠店	芦屋市楠町11-18	令和5年12月1日
いしかわ医院	加古川市野口町野口160-5	同 年11月1日
鼓滝皮膚科	川西市多田桜木1-3-1	同 年12月1日
ウエルシア薬局 南あわじ広田店	南あわじ市広田広田525-1	同



**兵庫県告示第19号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
吉龍医院	芦屋市潮見町7-2
しらゆり診療所	豊岡市小田井町17-7
福田歯科医院	同 市大手町2-4
医療法人伯鳳会赤穂はくほう会病院(医科)	赤穂市加里屋字新町99
医療法人伯鳳会赤穂はくほう会病院(歯科)	同上
訪問看護ステーションハンモック	宝塚市旭町2-14-2
増田歯科医院	加西市殿原町100-1



**兵庫県告示第20号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
高木 一郎	高木 一郎	伊丹市瑞穂町5-39-5	令和5年11月25日
金島 秀行	カナ訪問鍼灸院	同 市昆陽南3-5-10	同 年12月8日

浜根 拓也	こうじんさん鍼灸接骨院	宝塚市清荒神1-17-16ボヌール清荒神103号	同 年11月10日
本田 利光	そらいろマッサージ治療院	大阪府池田市五月丘3-6-10-B	同 月27日
竹内 千恵子	たけうち鍼灸整骨院	川西市清和台西4-1-9	同 年10月7日
藤原 佑輔	からだ接骨院 三木院	三木市志染町広野1-74	同 年12月1日



**兵庫県告示第21号**

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 主催者の名称及び住所

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤弘良  
住所 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01(8階)

2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所  
所在地 大阪市中央区谷町1-3-1 リアライズ大手前ビル4階401

3 講習日程

日程	第1回	第2回
第1日	令和6年8月19日(月)	令和6年9月30日(月)
第2日	令和6年8月26日(月)	令和6年10月7日(月)
第3日	令和6年9月9日(月)	令和6年10月21日(月)

4 講習会場の名称・所在地等

名称 兵庫県農業共済会館  
所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3  
電話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
理容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

第1回	第2回
10名	10名

7 受講料

1人 20,000円

8 受講資格

理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事した者

9 受講についての問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所  
大阪市中央区谷町1-3-1 リアライズ大手前ビル4階401

電話 (06) 6942-6453



**兵庫県告示第22号**

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 主催者の名称及び住所  
 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤弘良  
 住所 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01(8階)
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地  
 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所  
 所在地 大阪市中央区谷町1-3-1 リアライズ大手前ビル4階401
- 3 講習日程

日程	第1回	第2回
第1日	令和6年8月19日(月)	令和6年9月30日(月)
第2日	令和6年8月26日(月)	令和6年10月7日(月)
第3日	令和6年9月9日(月)	令和6年10月21日(月)

- 4 講習会場の名称・所在地等  
 名称 兵庫県農業共済会館  
 所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3  
 電話 (078) 332-7165
- 5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
美容所の衛生管理	14時間

- 6 講習予定人員

第1回	第2回
90名	90名

- 7 受講料  
1人 20,000円
- 8 受講資格  
美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事した者
- 9 受講についての問合せ先  
 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所  
 大阪市中央区谷町1-3-1 リアライズ大手前ビル4階401  
 電話 (06) 6942-6453



**兵庫県告示第23号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地  
 名称 株式会社NTTデータ  
 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 2 指定をした日  
 令和6年1月16日



**兵庫県告示第24号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年12月28日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	汁谷池地区	令和6年1月16日から 同年2月5日まで	丹波篠山市役所



**兵庫県告示第25号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による臨時種畜検査を次のとおり実施する。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 検査の対象となる家畜  
 令和5年度定期種畜検査後において、新たに種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する家畜の雄
- 2 検査の期日及び場所

検査の期日	検査場所
令和6年2月6日（火）	朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター



**兵庫県告示第26号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項及び同法同条第5項の規定により、揖保川地域森林計画の樹立及び加古川地域森林計画、円山川地域森林計画の一部を変更したので、次のとおり公表する。

なお、この計画の樹立は令和6年4月1日からその効力を生ずるものとし、この計画の一部変更は公表の日からその効力を生ずるものとする。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 樹立及び一部変更した地域森林計画及び公表場所

区分	計画期間	公表場所
揖保川地域森林計画の樹立	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林振興事務所
加古川地域森林計画の一部 変更	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 神戸県民センター神戸農林振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
円山川地域森林計画の一部 変更	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

2 樹立及び一部変更年月日  
令和6年1月4日



**兵庫県告示第27号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所  
佐用郡佐用町奥海字釜所1494の2、1496の1、1497の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字釜所1496の1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第28号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。  
令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市山崎町下町字権現77の22から77の24まで、77の30、77の61、字戸敷271の8、271の27から271の36ま

で、271の37（次の図に示す部分に限る。）、271の38、271の39、298、301の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字権現77の22・77の23・77の61（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、77の24、字戸敷271の8・271の27・271の28・271の35・271の39（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、271の36から271の38まで、298、301の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第29号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町小代区大谷字山目1471の1から1471の3まで、村岡区味取字久津950、950の1、951、951の1、959の3

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市竹野町三原字ミノリ126の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ミノリ126の2（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第30号**

昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。  
令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

第7中(6)を次のように改める。

(6) 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約の入札参加資格審査申請を行った者にあつては、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱5(4)②及び資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に規定する資本関係又は人的関係がある者の有無、商号又は名称、建設業許可番号及び所在地

別表の(1)を次のように改める。

(1) 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約

受付区分	入札参加資格審査の申請		競争入札参加者の資格の有効期間	
	方法	時期	始期	終期
基準受付	電子申請	令和6年5月27日から同年6月10日まで	令和6年10月1日(火)	令和8年9月末日
追加受付	電子申請	令和6年10月1日から同月10日まで	令和6年12月2日(月)	
		令和7年2月1日から同月10日まで	令和7年4月1日(火)	
		令和7年7月1日から同月10日まで	令和7年10月1日(水)	
		令和7年10月1日から同月10日まで	令和7年12月1日(月)	
		令和8年2月1日から同月12日まで	令和8年4月1日(水)	
第6第2項	書面申請	随時	資格を認定した日	

附 則

(施行期日)

- この告示は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 改正前の告示の規定は、工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約の競争入札に参加できる者の資格については令和6年9月末日まで適用する。



**兵庫県告示第31号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域



区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
棚 釜	多可郡	多可町	加美区棚釜	前田 垣内  東山	122番 123番、139番2、140番、140番1、141番の一部、141番1、143番から146番まで、139番2地先の道路敷の一部、123番から146番に至る地先の水路敷 326番8から326番10までの各一部



**兵庫県告示第32号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
野 村	丹波市		春日町野村	上ノ山  惣山	692番2の一部、697番2の一部、740番1の一部、841番の一部、874番1、876番1の一部、876番3、1262番、1267番2の一部、1268番、1269番、1270番2の一部、1272番1、1272番2、1273番、1274番2の一部 1355番、1356番1、1357番1の一部、1958番、1968番、1970番、1974番、1978番、1980番、2477番 4579番から4582番までの各一部、4583番、4584番、4585番1、4585番2、4586番の一部、4587番の一部、4587番1の一部、4588番1の一部、4588番2、4589番 4966番、4971番、4972番1、4972番2、4975番



**兵庫県告示第33号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 素案を作成した都市計画
  - (1) 種類及び名称  
中播都市計画区域区分
  - (2) 素案の概要  
中播都市計画区域区分

別記のとおり

(3) 素案の閲覧期間

令和6年1月16日（火）から同年2月9日（金）

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、たつの市都市政策部都市計画課

なお、素案は、兵庫県のホームページ（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/kuikikubun/r5-tyuban.html>）においても掲示する。

2 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和6年2月10日（土） 午後2時から

(2) 場所

たつの市役所 多目的ホール たつの市龍野町富永1005番地1 電話（0791）64-3131

（収容人員（40人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（中播都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人に限り、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の趣旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事宛ての書面を兵庫県まちづくり部都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

令和5年1月16日（火）から同月31日（水）まで

5 公聴会の公開

公聴会は、これを公開する。

6 公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）341-7711 内線4658

別記

中播都市計画区域区分の変更素案の概要

変更する地区の名称、変更概要は、別表及び別図のとおり

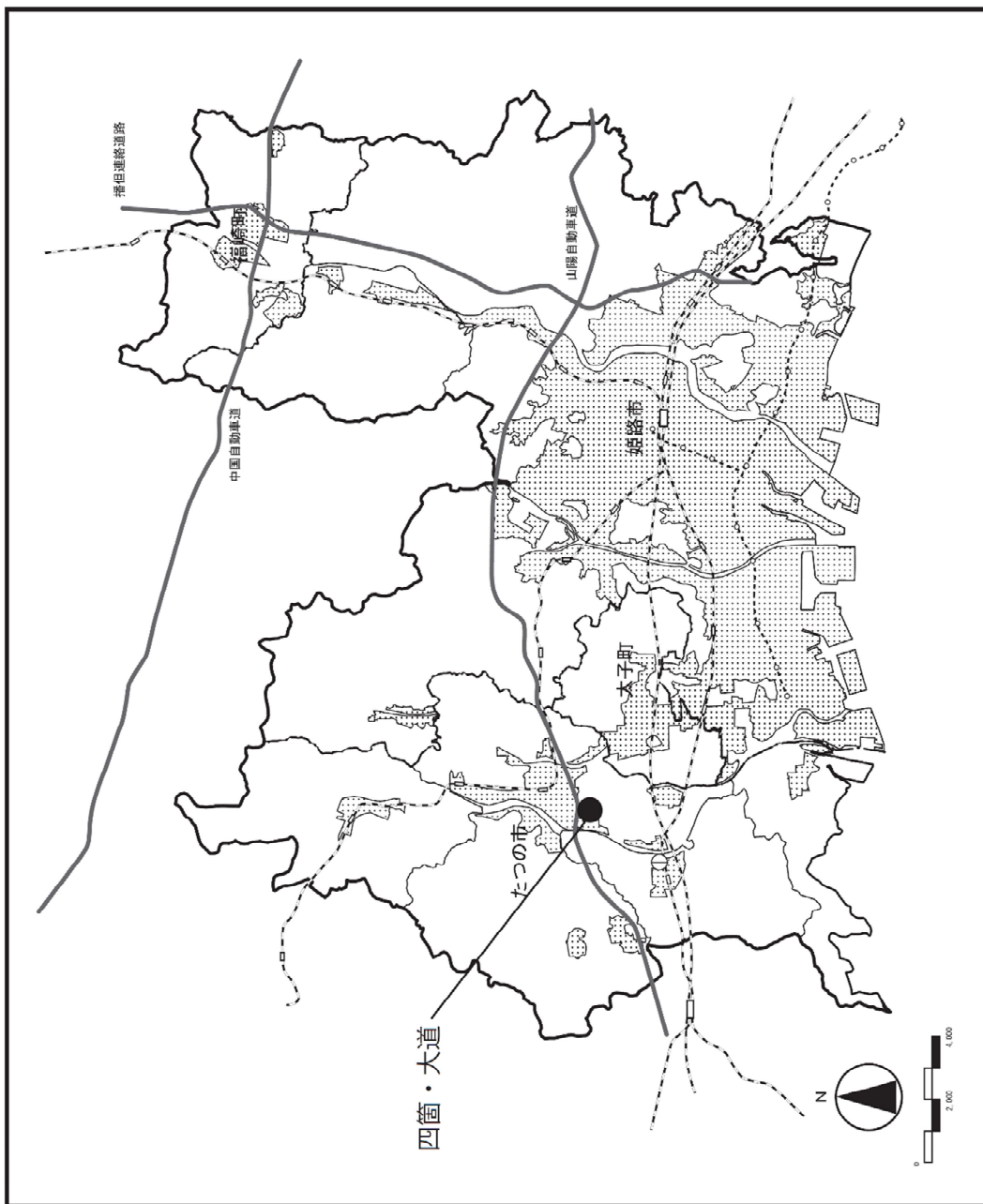
別表

市町名	番号	地区の名称	変更概要
たつの市	1	四箇・大道	市街化区域に編入

別図

中播都市計画区域  
市街化区域・市街化調整区域の  
変更概要図

凡	例
—	都市計画区域界
- - -	市 町 界
■	現在の市街化区域
●	今回、市街化区域に編入を予定している区域



~~~~~

**兵庫県告示第34号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨中播磨県民センター長から報告があった。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 被処分者
    - 商号又は名称 株式会社KDMエステート
    - 代表者氏名 児玉尚三
    - 事務所所在地 兵庫県姫路市北条永良町50番地1
    - 免許証番号 兵庫県知事（2）第451413号
    - 免許年月日 令和元年9月2日
  - 2 処分の内容
    - 免許の取消し
- ~~~~~

**兵庫県告示第35号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第9号の規定により、次のとおり処分した旨中播磨県民センター長から報告があった。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 被処分者
    - 商号又は名称 株式会社井寄不動産
    - 代表者氏名 井寄良紀
    - 事務所所在地 兵庫県姫路市北条梅原町1300番地1
    - 免許証番号 兵庫県知事（2）第451502号
    - 免許年月日 令和4年2月17日
  - 2 処分の内容
    - 免許の取消し
- ~~~~~

**兵庫県告示第36号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第8号に掲げる敷網漁業のうち、かわはぎ網漁業につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 |     | 制限措置    |       |                |          |         |      |           |
|----|-----|---------|-------|----------------|----------|---------|------|-----------|
|    |     | 漁業種類    | 操業区域  | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数 | 船舶の数 | 漁業を営む者の資格 |
| 1  | 津居山 | かわはぎ網漁業 | 別記1の1 | 1月1日から12月31日まで | 定めなし     | 10トン未満  | 定めなし | 別記2の1     |

|    |          |    |        |    |    |    |    |       |
|----|----------|----|--------|----|----|----|----|-------|
| 2  | 竹野       | 同上 | 別記1の2  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 別記2の2 |
| 3  | 柴山       | 同上 | 別記1の3  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 別記2の3 |
| 4  | 香住       | 同上 | 別記1の4  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 5  | 鎧        | 同上 | 別記1の5  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 6  | 余部       | 同上 | 別記1の6  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 7  | 三尾       | 同上 | 別記1の7  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 別記2の4 |
| 8  | 浜坂<br>芦屋 | 同上 | 別記1の8  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 9  | 諸寄<br>釜屋 | 同上 | 別記1の9  | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |
| 10 | 居組       | 同上 | 別記1の10 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上    |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年1月16日から令和9年1月31日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年3月1日（同年3月2日以降の許可は許可の日）から令和9年2月28日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる内容の条件を付することがある。

ア 使用するかわはぎ網の数は2個以内とする。

イ 使用するかわはぎ網の直径は2メートル以内とする。

ウ 集魚灯を使用してはならない。

別記1 操業区域

1 兵庫県日本海海面。ただし、共第202号共同漁業権以外の共同漁業権の設定された区域を除く。

2 兵庫県日本海海面。ただし、共第206号共同漁業権以外の共同漁業権の設定された区域を除く。

3 兵庫県日本海海面。ただし、共第213号共同漁業権以外の共同漁業権の設定された区域を除く。

4 兵庫県日本海海面。ただし、共第216号共同漁業権以外の共同漁業権の設定された区域を除く。

5 兵庫県日本海海面。ただし、共第223号共同漁業権以外の共同漁業権の設定された区域を除く。

6 兵庫県日本海海面。ただし、共第223号及び共第225号共同漁業権以外の共同漁業権の設定された区域を除く。

7 兵庫県日本海海面。ただし、共第225号及び共第227号共同漁業権以外の共同漁業権の設定された区域を除く。

8 兵庫県日本海海面。ただし、共第227号及び共第229号共同漁業権以外の共同漁業権の設定された区域を除く。

9 兵庫県日本海海面。ただし、共第229号及び共第238号共同漁業権以外の共同漁業権の設定された区域を除く。

10 兵庫県日本海海面。ただし、共第244号共同漁業権以外の共同漁業権の設定された区域を除く。

別記2 漁業を営む者の資格

1 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては豊岡市、城崎郡城崎町）の船舶に限る。）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。

2 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡竹野町）の船舶に限る。）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。

3 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が香美町（平成17年3月31日以

前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町)の船舶に限る。)を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。

- 4 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶(主たる根拠地が新温泉町(平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町)の船舶に限る。)を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。



**兵庫県告示第37号**

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第16号に掲げるせん漁業のうち、大型雑魚かご漁業につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 |      | 制限措置     |        |                |          |         |      |           |
|----|------|----------|--------|----------------|----------|---------|------|-----------|
|    |      | 漁業種類     | 操業区域   | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 船舶の総トン数 | 船舶の数 | 漁業を営む者の資格 |
| 1  | 津居山  | 大型雑魚かご漁業 | 別記1の1  | 3月1日から11月30日まで | 定めなし     | 10トン未満  | 定めなし | 別記2の1     |
| 2  | 竹野   | 同上       | 別記1の2  | 同上             | 同上       | 同上      | 同上   | 別記2の2     |
| 3  | 柴山   | 同上       | 別記1の3  | 同上             | 同上       | 同上      | 同上   | 別記2の3     |
| 4  | 香住   | 同上       | 別記1の4  | 同上             | 同上       | 同上      | 同上   | 同上        |
| 5  | 鎧    | 同上       | 別記1の5  | 同上             | 同上       | 同上      | 同上   | 同上        |
| 6  | 余部   | 同上       | 別記1の6  | 同上             | 同上       | 同上      | 同上   | 同上        |
| 7  | 三尾   | 同上       | 別記1の7  | 同上             | 同上       | 同上      | 同上   | 別記2の4     |
| 8  | 浜坂芦屋 | 同上       | 別記1の8  | 同上             | 同上       | 同上      | 同上   | 同上        |
| 9  | 諸寄釜屋 | 同上       | 別記1の9  | 同上             | 同上       | 同上      | 同上   | 同上        |
| 10 | 居組   | 同上       | 別記1の10 | 同上             | 同上       | 同上      | 同上   | 同上        |

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年1月16日から令和8年8月31日まで

- 3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年3月1日(同年3月2日以降の許可は許可の日)から令和8年11月30日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる内容の条件を付することがある。

- ア 水深50メートル以深の海域で操業してはならない。
- イ 使用するかごの数は15個以内とする。
- ウ かごに使用する網の内径は6センチメートル以上でなければならない。
- エ 餌を使用してはならない。

オ かごの規格は、縦120センチメートル以上140センチメートル以下、横120センチメートル以上140センチメートル以下、高さ60センチメートル以上70センチメートル以下の角形のものとする。

#### 別記1 操業区域

- 1 豊岡市瀬戸と同市竹野町田久日界の御持ちの滝から真方位353度40分を見通した線以東の兵庫県海面。
- 2 豊岡市瀬戸と同市竹野町田久日界の御持ちの滝から真方位353度40分を見通した線と、美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端から真方位358度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 3 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端から真方位358度40分を見通した線と、同郡同町同区沖浦長ツロ479番地と同郡同町同区境今子谷632番地の1との界から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 4 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町同区境今子谷632番地の1との界から真方位353度40分を見通した線と、同郡同町同区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町同区鎧松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 5 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町同区鎧松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線と、同郡同町同区余部字御崎ヲトシ通り岩北端から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 6 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町同区鎧松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線と、最大高潮時海岸線における同郡同町と同郡新温泉町の界から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 7 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端から真方位353度40分を見通した線と、同郡新温泉町芦屋地先東矢城東端から真方位353度40分を見通した線並びに同東端、西端及び西端から真方位173度40分を見通した線と対岸との交点を結んだ線との間の兵庫県海面。
- 8 最大高潮時海岸線における美方郡香美町と同郡新温泉町の界から真方位353度40分を見通した線と、同郡同町芦屋地先ウラ門崎突端から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 9 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端から真方位353度40分を見通した線並びに同東端、西端及び西端から真方位173度40分を見通した線と対岸との交点を結ぶ線と、最大高潮時海岸線における同郡同町釜屋居組界から真方位333度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 10 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋居組界から真方位333度40分を見通した線以西の兵庫県海面。

#### 別記2 漁業を営む者の資格

- 1 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては豊岡市、城崎郡城崎町）の船舶に限る。）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
- 2 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡竹野町）の船舶に限る。）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
- 3 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）の船舶に限る。）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
- 4 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）の船舶に限る。）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 グンゼタウンセンターつかしん  
 所在地 尼崎市塚口本町四丁目320—1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 グンゼ開発株式会社 尼崎市塚口本町四丁目8番1号 熊田 誠
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 グンゼ開発株式会社 尼崎市塚口本町四丁目8番1号 赤木 庸二
    - イ 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 グンゼ開発株式会社 尼崎市塚口本町四丁目8番1号 熊田 誠
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社平和堂 滋賀県彦根市小泉町31番地 夏原 平和  
 外未定
    - イ 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社平和堂 滋賀県彦根市西今町1番地 平松 正嗣  
 グランマルシェ株式会社 大阪市浪速区木津川二丁目2番37号 清水 浩夫  
 株式会社アダストリア 茨城県水戸市泉町三丁目1番27号 福田 三千男  
 外71者
- 4 変更年月日  
 令和5年4月14日 ほか
- 5 届出年月日  
 令和5年12月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 令和6年1月16日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 令和6年5月16日
  - (2) 提出先  
 兵庫県まちづくり部都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年1月16日

契約担当者

兵庫県阪神南県民センター長 木村 晶子

- 1 入札に付する事項
  - (1) 工事名



(二) 新川水系新川 新川・東川統合排水機場本体工事（下部工）（以下「本件工事」という。）

(2) 工事場所

西宮市今津西浜町

(3) 工事概要

|                                        |                |
|----------------------------------------|----------------|
| 機場本体工（コンクリート）                          | 15,680.0立法メートル |
| 機場本体工（既製コンクリート杭径1000ミリメートル、長さ=18メートル）  | 373.0本         |
| 吐出水槽工（コンクリート）                          | 1,307.0立法メートル  |
| 吐出水槽工（既製コンクリート杭径800ミリメートル、長さ=18メートル）   | 110.0本         |
| 矢板護岸工（鋼管杭径1500ミリメートル、長さ=25.5メートル）      | 46.0本          |
| 矢板護岸工（鋼管杭径800ミリメートル、長さ=17.0メートル）       | 178.0本         |
| 場所打函渠工                                 | 2.0基           |
| 仮設工（ソイルセメント柱列壁径550ミリメートル 施工深度33.9メートル） | 299.0本         |

(4) 工期

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。

なお、入札参加者は資格確認資料提出時に、様式1号により工期の始期日及び終期日を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事者の現場代理人を充てることができる。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：令和9年3月25日まで（余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 落札方式

本件工事は、発注者が指定するテーマに関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）の適用工事である。

総合評価落札方式は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、契約内容に適合した履行の現実性を審査し、評価する施工体制確認型総合評価落札方式とする。

なお、本件工事は、入札参加申込書と同時に技術提案書の提出を求める。

開札後、入札価格が低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。

(7) 今後一連の工事として発注が予定される工事名及び工事概要

工事名：(二) 新川水系新川 新川・東川統合排水機場本体工事（吐出管工）

工事概要：吐出管工 1式

入札公告予定時期：令和6年度第1四半期

(8) 週休2日制度の活用

本件工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(9) 技術提案の受付

本件工事は、本契約締結後に施工方法等のVE提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

(10) ICTの活用

発注者指定型

本件工事は、次のアからカまでの全ての施工プロセスにICTを活用するものとする。

工事成績は、ICTを活用した場合に加点評価を行う。

- ア 3次元起工測量
- イ 3次元設計データ作成
- ウ ICT建設機械による施工
- エ 3次元出来形管理資料等の作成
- オ 出来形確認及び検査
- カ 納品

(ii) その他

本件工事は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事」の対象工事である。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

(i) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が一般土木工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和6年6月中旬・議決日以降）までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。

カ 平成20年度以降に、代表構成員にあつては計画排水量が10立方メートル毎秒以上の機場本体における土木施設及び杭工事を、その他の構成員にあつては1件の請負工事完成額が1億円以上の一般土木工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本件工事に係る設計業務等の受託者  
株式会社建設技術研究所

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者同士は、本件工事の入札参加申込を行う同一又は他の特別共同企業体となることができない。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による土

木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあっては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと(以下「倒産等」という。)により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和6年3月19日(火)までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、余裕期間制度活用工事において申込期限日に他の工事に従事している場合は、「余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要領7(1)及び(2)」により取り扱うこととする。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係)がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(7) 1級土木施工管理技士又は技術士(建設部門)の資格を有すること。

(4) 平成20年度以降に、計画排水量が10立方メートル毎秒以上の機場本体における土木施設及び杭工事を、元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)として完成した施工実績(工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの)を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係)がある者であること。

なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、余裕期間制度活用工事の場合は、余裕期間内に限り他の工事従事中の現場代理人を充てることことができる。

(5) 技術提案書に関する要件

入札参加申込時に、技術提案書を提出すること(記載漏れのある提案書は受け付けない)。また、技術提案を行う場合には、その提案が適正であること。

技術提案書の提出にあたっては、別に定める技術提案書作成要領により作成すること。

なお、提出された技術提案を評価した結果、加算点の合計が0点の者、もしくは、性能等の要求要件を1項目でも満たしていない者は、提案を不適として入札参加資格を与えない。また、建設工事の入札参加資格審査における技術提案に関する技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

(6) 追加資料の提出に関する要件

開札後、入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。追加資料の提出に当たっては、技術提案書作成要領により作成すること。

なお、入札価格が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の者は、追加資料の提出は不要とする。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び下記7(6)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和6年1月16日(火)から同年3月25日(月)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例15号)第2条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する事務所:問合せ先)

〒660-8588

尼崎市東難波町5丁目21番8号

兵庫県阪神南県民センター県民交流室総務防災課財務担当

電話番号 06-6481-4515

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料等並びに誓約書及び設計図書等の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料等

令和6年1月16日(火)から同年2月16日(金)まで

イ 誓約書及び設計図書(仕様書、設計書及び図面等をいう。以下同じ。)等

令和6年1月16日(火)から同年3月25日(月)

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」(<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>) (以下「入札情報サービス」という。)→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書(以下「申込書」という。)、入札参加資格確認資料及び技術提案書(以下2つを合わせて「資料」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和6年1月17日(水)から同年2月16日(金)まで(県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(資料の提出については、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

ア 申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル(以下「電子計算機ファイル」という。)に記録されなければならない。

また、申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、(特別共同企業体の代表構成員の)兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に記載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとする。

ウ 資料は、以下の場所に持参する。

受付場所（資料受付事務を担当する事務所：問合せ先）

〒660-0083

尼崎市道意町7-21

兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所工事業務課

電話番号 06-6412-1396

(3) 入札参加資格の確認

ア 確認手続

提出された申込書及び資料により入札参加者審査会の審議を経て、上記6(1)に定める申込期限日をもって入札参加資格を確認する。

なお、申込期限日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期限が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後に本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書の確認を行うので、それまでの間、入札参加資格の確認を保留する。

イ 入札参加資格確認結果の通知

令和6年3月7日（木）までに行う。

ウ 入札参加の条件

入札参加者審査会の審議を経て技術提案が適正と認められた技術提案書（以下「採択された技術提案書」という。）を第1回目の入札にあわせて提出することを入札参加の条件とする。なお採択された技術提案書に記載した内容と異なる提案をもってした入札は、下記7(7)クに記載のとおり無効とする。

7 入札手続等

(1) 入札期間

令和6年3月26日（火）から同月27日（水）まで

毎日午前9時から午後5時まで（令和6年3月27日（水）は正午まで）

(2) 開札日時

令和6年3月28日（木）午前10時30分

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）に係るファイルを、電子入札システムを使用して送信すること。その際、入札情報サービスの公告文書等で情報提供している「工事費内訳書に活用できる様式」を原則として利用すること。

ウ 上記イの工事費内訳書及び採択された技術提案書を所定の日時まで上記4(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(4) 追加資料の受付

ア 提出期間

令和6年3月29日（金）から同年4月1日（月）まで（県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

上記4(2)の場所に持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）すること。

工事名及び入札参加者名を記載して、追加資料在中と朱書した封筒に封入すること。

なお、詳細については技術提案書作成要領を参照のこと。

(5) 入札保証金及び契約保証金

要

(6) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者

は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択された技術提案書を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記13(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 入札説明書11(4)イに記載の定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

キ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者の行った入札は無効とする。

ク 採択された技術提案書に記載した内容と異なる提案をもってした入札は、無効とする。

ケ 入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思がないと申告した者の行った入札は、無効とする。

コ 入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告したにもかかわらず、期限内に追加資料の全部若しくは一部を提出しない者又は白紙で提出した者の行った入札は、無効とする。

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標については、次のとおりとする。

<施工体制評価点>

| 評価区分    | 評価項目                     |
|---------|--------------------------|
| 施工体制の確保 | ①品質確保の実効性<br>②施工体制確保の確実性 |

<加算点>

| 評価項目                   | 評価指標                      |
|------------------------|---------------------------|
| 性能・機能                  | 躯体コンクリートの品質確保             |
| 環境の維持                  | 宮水等地下水対策（柱列壁工法における遮水性の確保） |
| 特別な安全対策                | 一般車両や歩行者の安全対策、交通環境影響低減対策  |
| 地域企業の活用                | 技術力向上などの地元貢献              |
| 地域材料の活用                | 指定資材の県内調達                 |
| 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用 | 建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録 |
| 減点項目                   | 技術資料の記載内容に対する不履行の実績       |

(2) 総合評価の方法

評価は、次の算定式によって得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝技術評価点／入札価格（単位：億円）

＝（標準点（90点）＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格（単位：億円）

施工体制評価点は、技術提案書作成要領に規定する評価基準により各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。

加算点は、上記(1)に対し、最大12点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、性能等の要求要件等については、技術提案書作成要領を参照のこと。

(3) 落札者の決定方法

ア 次の(ア)から(イ)までの要件に該当する入札参加者のうち、上記(2)の評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(イ) 評価項目に対する提案が性能等の要求要件を満たしていること。

(ロ) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点（性能等の要求要件を満たしている場合に与える点数（標準点））を予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格（億円単位））で除した数値を下回っていないこと。

イ 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する（詳細は下記13(4)を参照のこと）。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 申込期限日においては有効な総合評価値通知書を有するが、その総合評価値通知書の有効期間が本契約締結予定日まで失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評価値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としない。

エ 落札となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

9 評価内容の担保

(1) 受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された提案内容が履行されない場合は、実際の履行内容にもとづいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を契約金額から減額する。

また、工事成績評定点を減じるとともに、当該工事が完成し、引渡しが完了した日の翌年度7月から1年間、兵庫県が発注する総合評価落札方式を適用する全ての工事において、得点の合計から減点を行う。

(2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された提案内容が履行できなかった場

合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。なお、申し出た理由が、受注者の責によらないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。

- (3) 悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定により、契約を解除する場合がある。
- (4) 技術提案書等に虚偽の記載があった場合又は受注者の責によって、技術提案書の記載内容が履行できない評価項目数が多数に及ぶ場合は、兵庫県指名停止基準の適用対象とする。

#### 10 契約の締結

- (1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (2) 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。
- (3) 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日の前日までに提出し、変更後の特別共同企業体の構成員が2者となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮契約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することがある。

#### 11 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- (1) 年割支払 有
- (2) 前金払 有
- (3) 中間前金払 有
- (4) 部分払 有
- (5) 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

#### 12 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
  - ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人  
次のいずれにも該当する場合
    - (イ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
    - (ロ) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が上記(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
  - イ アに掲げる下請負人以外の下請負人  
次のいずれかに該当する場合
    - (イ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
    - (ロ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (3) 発注者は、受注者が上記(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。



- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が上記(2)イに掲げる下請負人である場合において(ア)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

### 13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

- (3) 上記(2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については68パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和6年3月28日（木）午後4時までに連絡するものとし、資料の提出は令和6年4月1日（月）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、上記3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

- (5) 兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得していない者は、兵庫県土木部契約管理課宛て申請し、開札時まで取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

- (6) 詳細は入札説明書による。

- (7) 問合せ先

上記4(2)に同じ。

- (8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県阪神南県民センター県民交流室総務防災課財務担当にて落札決定日の翌日までに公表する。

また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービスにて公表する。

(アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>)

### 14 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Nature and quantity of the service to be required :

Construction of the Integrated Shinkawa River/Higashi River Drainage Pump Station substructure on the Shinkawa River (class B river), part of the Shinkawa River System

a. Drainage pump station substructure

Concrete: 15,680 m3

Prestressed high-strength concrete piles (diameter 1,000 mm, length 18 m):

373 piles

b. Revetment

Steel pipe sheet piles (diameter 1,500 mm, length 25.5 m): 46 piles

Steel pipe sheet piles (diameter 800 mm, length 17.0 m): 178 piles

c. Cut-off wall

Soil cement column walls (diameter 550 mm, depth 33.9 m): 299 piles

(2) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 February 16, 2024

(3) Deadline for tender :

12:00 March 27, 2024

(4) Contact :

Civil Administration Office, Hanshin-minami District Administration Center, Hyogo Prefectural Government

5-21-8, Higashinanba-cho, Amagasaki, Hyogo 660-0892

Tel (06) 6481-4515



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年1月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市米田町米田字十人新田971番14の一部、971番16、971番159
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市平岡町中野800番地の8  
株式会社みなと住建 代表取締役 田中健一
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年5月25日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-9号（5高砂）

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年1月16日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

- 1 調達内容
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量  
兵庫県警察本部科学捜査支援センター庁舎ほか49庁舎で使用する電気  
予定数量13,487,966キロワット時/年
  - (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様等で指定するところによる。
  - (3) 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## (4) 履行場所

神戸市兵庫区東山町3-1-4 兵庫県警察本部科学捜査支援センター庁舎ほか49庁舎

## (5) 入札方法

前記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局物品管理課 電話 (078) 341-7711

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けているものであること。
- (7) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県環境部環境政策課 電話 (078) 341-7711

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 竹内

電話 (078) 341-7441 内線2252

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年1月16日(火)から同月30日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和6年2月27日(火) 午前10時

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階入札室

- (4) 入札書の提出期限

前記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年2月26日(月)午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の入札保証金を令和

6年2月22日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証券の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする契約保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に前記2の(1)、(6)及び(7)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和6年1月30日（火）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和6年4月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1の(1)の件名の総価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Murai Toshiyuki, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ
- (2) Nature and quantity of the products to be contracted:  
Supplying electricity used at Hyogo Prefectural Police Forensic Science Support Center and other 49 facilities, 13,487,966/1 year
- (3) Fulfillment period:  
From April 1, 2024 through March 31, 2025
- (4) Location:  
Hyogo Prefectural Police HQ
- (5) Deadline for submission of tender application forms:  
17:00 January 30, 2024
- (6) Deadline for tender:  
17:00 February 26, 2024 by mail  
10:00 February 27, 2024 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Ms. Takeuchi, Finance Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.  
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext. 2252



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年1月16日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県警察本部本館で使用する電気（再生可能エネルギー100パーセント）  
予定数量8,532,527キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年12月26日
- 4 落札者の名称及び住所  
日本エネルギー総合システム株式会社 香川県高松市林町1964-1
- 5 落札金額  
152,916,353円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和5年11月14日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年1月16日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県自動車運転免許試験場ほか4庁舎で使用する電気（再生可能エネルギー100パーセント）  
予定数量1,646,364キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

3 落札者を決定した日

令和5年12月26日

4 落札者の名称及び住所

日本エネルギー総合システム株式会社 香川県高松市林町1964-1

5 落札金額

37,535,388円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和5年11月14日